

谷山第二地区 第32号

# 区画整理だより

発行 鹿児島市 建設局 都市計画部 谷山都市整備課

〒891-0194

鹿児島市谷山中央四丁目 4927 番地

谷山支所3階

谷山第二地区係 TEL099-269-8436 (直通)

工事係 TEL099-269-2141 (直通)

補償係 TEL099-269-8437 (直通)

谷山駅周辺地区係 TEL099-269-8435 (直通)

鹿児島都市計画事業谷山第二地区  
土地区画整理審議会委員が  
決まりました

「区画整理だより・選挙特集号」でお知らせしました鹿児島都市計画事業谷山第二地区土地区画整理審議会委員の選挙については、宅地の所有者から左記の方々が新しい委員に当選されました。  
(平成二十四年十一月十九日公告)  
委員の任期は、平成二十四年十二月十五日から平成二十九年十二月十四日までです。

宅地の所有者から選出された委員  
(届出順)

- 本田 豊 (再任)
- 出田 博之 (再任)
- 上村 正則 (再任)
- 宮里 久實 (再任)
- 羽有 勝也 (再任)
- 橋口 康高 (再任)
- 平川 義信 (新任)
- 永里 勝己 (再任)
- 濱田 義則 (再任)
- 福留 義之 (新任)

鹿児島都市計画事業谷山第二地区土地区画整理事業 保留地(宅地)分譲の公開  
抽せん申し込み開始について

谷山第二地区内にある保留地を、公開抽せんにより売却いたします。

【場所】 鹿児島市上福元町の一部(谷山中学校周辺部)

【区画数】 十四区画

【地積】 一〇三・三二㎡～四六八・一八㎡

【価格】

一、〇六四万一、〇〇〇円～四、四四七万七、〇〇〇円

【申込者の資格】

① 申込時点で本市に一ヶ月以上住み、未成年者や成年被後見人が被保佐人でなく、市税の滞納がない人。

② 一世帯か一人につき、一区画の申込みができます。

【申込期間】

平成二十四年十二月三日(月)～同月二十八日(金)

八時三十分～十七時十五分 土日及び休日を除きます。

【申込場所】

谷山都市整備課 谷山第二地区係(谷山支所三階)

【公開抽せん】

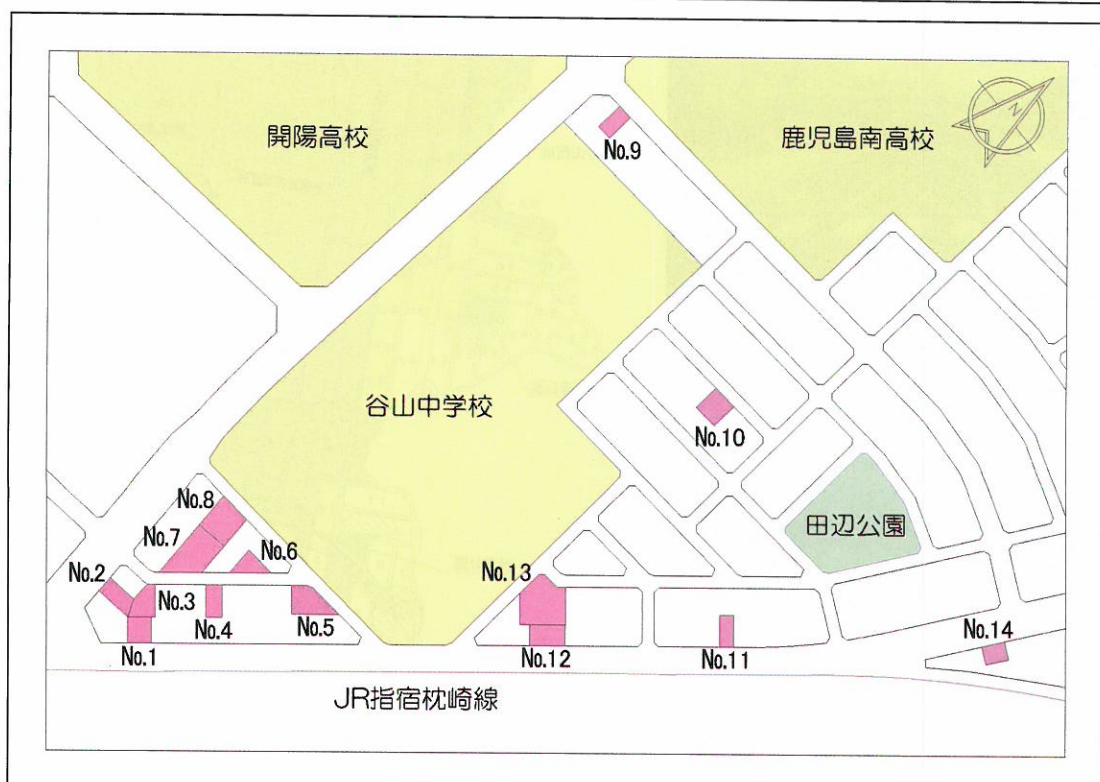
平成二十五年二月十日(日) 午前九時開始

【公開抽せん場所】

谷山支所大会議室(谷山支所四階)



【位置図】左図のとおり



※ 希望者には、リーフレットや必要書類を配布します。また、市ホームページでも詳細をご覧ください。詳しくは、谷山都市整備課までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

谷山都市整備課 谷山第二地区係

直通電話(二六九)八四三六



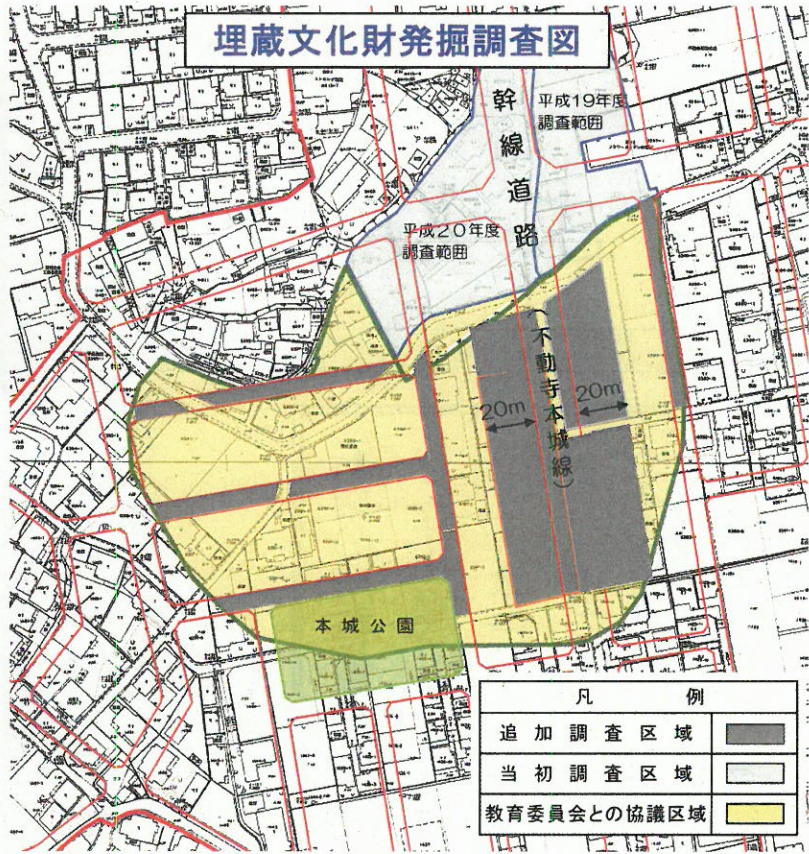
QRコード

## 埋蔵文化財の発掘調査について

谷山第二地区土地区画整理事業に伴う不動寺遺跡の発掘調査につきましては、平成十九年度より行われてきましたが平成二十四年六月をもちまして完了いたしました。今後は、出土した埋蔵文化財の整理作業等を行ってまいります。

不動寺遺跡では、県内でも非常に珍しいとされる土師甕埋納遺構、方格規矩鏡、青銅鏡、火葬墓やその他多くの貴重な出土物が見つかりました。

これも周辺の皆様方のご理解とご協力をいただいた結果であり、感謝申し上げます。



土師甕埋納遺構



火葬墓



◎埋蔵文化財発掘調査図の中の「教育委員会との協議区域」(黄色の部分)の宅地について(お願い)

上記の調査図の黄色で着色している区域内で建築行為を行う場合は、教育委員会との協議が必要となります。木造家屋などで地中部分を乱さない場合は調査を必要としませんが、鉄筋コンクリート構造等を計画されている場合は、教育委員会が確認調査を行うこととなりますので、早めに申し出てください。

なお、土地を売買する場合、不動産売買契約書等の書面には、特記事項として「文化財包蔵区域内の土地である。」ことを明記するなど、相手方に対して周知してください。

現在の権利者については、市で調査を行います。新たな権利者については、発掘調査に係る費用負担等が発生する場合があります。

詳しくは、『谷山第二地区係』にお問い合わせください。

## 共有名義の土地について

私道などの共有名義の土地を所有されている方については、持分に応じてそれぞれの所有者の方へ仮換地指定を行っておりますが、名義は共有名義のまま残ることとなります。

- 共有者が従前地を分筆して、それぞれ単有名義にする方法
- 換地処分後に共有者がお互いの持分を放棄して、単有名義にする方法

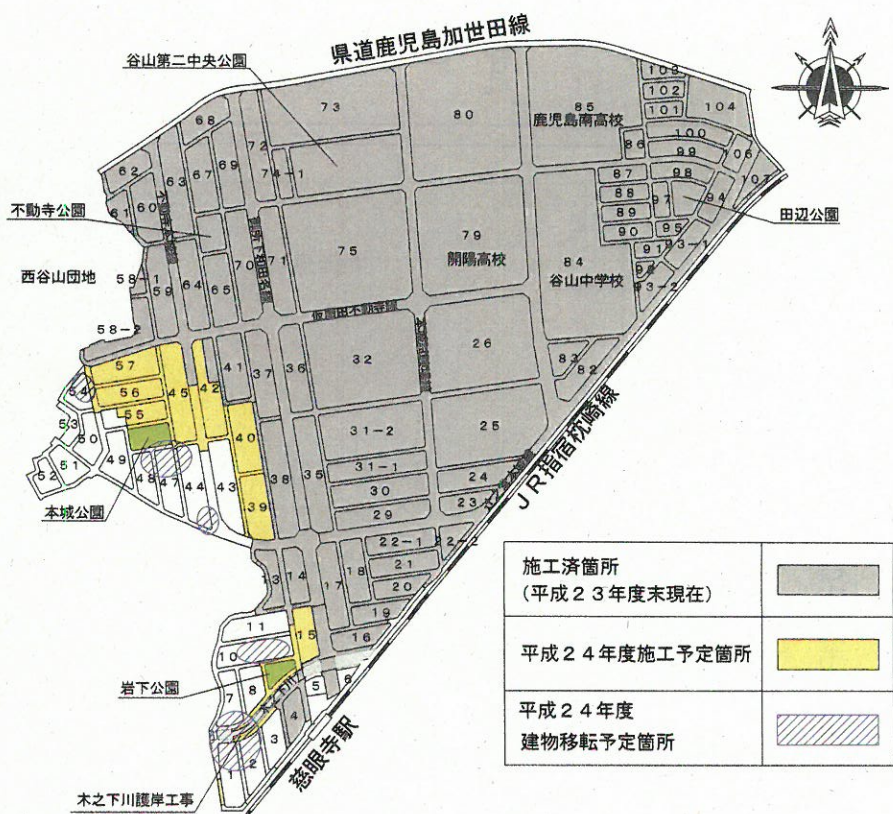
なお、鹿児島市では名義変更はできません。

## みなさまへのお願い

- 登記名義人が変わったとき。  
(登記簿謄本の写しを添付して下さい)
  - 住所を変更したとき。
  - 代理人を定めたとき。
  - 借地権の申告をするとき。
  - (他人名義の土地に建物などを所有する人)
  - 土地区画整理事業の施行区域内での建築物及び工作物の新築や増・改築、土地の形質の変更、または移動の容易でない物件の設置・堆積を行うとき。(法七十六条許可)
- このような場合は、届出又は許可が必要になりますので、詳しくは『谷山第二地区係』にお問い合わせください。

## 平成二十四年度の進捗状況

平成二十四年度の谷山第二地区土地区画整理事業につきましては、これまで建物移転、道路築造、公共下水道等の工事を進めてまいりました。今後も引き続き、左記の施工予定箇所において、建物移転及び工事を行ってまいります。皆様方には何かとご迷惑をおかけしますが、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。



※予定箇所・時期は変更になることがあります。また、黄色部分は工事予定箇所であり、使用収益開始時期は異なります。

御所下和田名線



公共下水道(3号水路)

